

『“特許の知識”から実務への 活用に関する総合基礎講座』

—プロパテント時代の企業競争力強化のスキルアップを目指す—

2005年 月 日() ~ 日()

松村 貞夫

I. 我が国の知的財産の進むべき方向

1. プロパテント時代の到来

◆「プロパテント」

「プロパテント」とは、知的財産権を積極的に保護・活用すること

◆プロパテント化への法改正

▼98年、99年の二度にわたる特許法改正

▼知的財産権侵害のやり得防止

* 実施料並の損害賠償額から、侵害や紛争の抑止効果を持つ損害賠償額を容認していく制度への見直し(98年)

* 権利侵害に対する救済措置の拡充や権利侵害行為の立証の容易化等の見直し(99年)

◆98年の主な改正<損害賠償制度の改正>

1. 特許権侵害時の損害賠償制度の見直し

① 損害額の算定方式の見直しによる立証の容易化(特第102条)

侵害者の販売数量 × 権利者の利益の額 = 損害額

② 具体的事情を考慮したライセンス料相当額の認定(特第102条)

ライセンス契約時の実施料 →
ライセンス契約時の実施料 + 個別の事情を考慮
= 侵害時の 実施料

2. 侵害の罪の罰則の見直し

① 法人重課の導入(特第201条)

500万円 ⇒ 1億5000万円

② 親告罪の非親告罪化(特第196条)

2

◆99年の主な改正<権利侵害に対する救済措置の拡充>

1. 侵害行為の立証の容易化(特第105条)

権利者の主張を否認するときは自己の行為を説明/相手方の行為を立証するために必要な書類の提出を命令

2. 損害の立証の容易化(特第105条)

損害の計算をする計算鑑定人制度を導入

3. 損害額の立証の容易化(特第105条)

事実 + 相当程度の蓋然性のある事実を考慮

4. 行政的対応の強化(特第71条、同第71条の2)

判定制度の強化/裁判所からの特許庁に対する鑑定委託

5. 刑事罰の強化(特第201条)

詐欺行為、虚偽表示 ⇒ 法人への罰金額の上限を1億円

6. 特許権の存続期間の延長登録制度の見直し(特第67条の2)

延長の条件 ⇒ 2年以上特許発明の不実施を廃止/権利満了前6月から権利満了まで延長を容認

3

2. 知的財産立国へ向けて

(1) 知的財産戦略会議(02年3月20日)

目的

特許や著作権などの知的財産権を保護、育成し、産業の国際競争力を強化するための施策を検討する

メンバー

主宰 小泉首相
閣僚10人
民間有識者11人
座長:阿部 東北大総長

実施事項

- ・本会議を6月下旬までに4回開催
- ・知的財産戦略大綱の作成
- ・2005年までに関係省庁が取り組む具体的な行動計画などを盛り込む

6

(2) 知的財産戦略大綱(02年7月3日)

知的財産立国の実現

「知的財産立国」とは、知的財産をもとに、製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり

実現に向けた戦略

知的財産に関する総合的な取組みが必要
(1) 創造戦略
(2) 保護戦略
(3) 活用戦略
(4) 人的基盤の充実



現状と課題

- 我が国の産業競争力低下への懸念
- 知的創造サイクルの確立の必要性

7

政府一体となって、2005年度までに集中的・計画的に進行

遅くとも2003年の通常国会までに「知的財産基本法(仮称)」を制定

規定する内容

- 知的創造サイクルの活性化という国家目標(基本方針)の確立
- 「知的財産戦略本部(仮称)」の設置
- 「知的財産戦略計画(仮称)」の策定
- 等

具体的行動計画

1. 知的財産の創造の推進
 - 大学・企業における知財創出
 - 創造性育成・教育・研究人材の充実
2. 知的財産の保護の強化
 - 迅速かつ的確な審査・審判
 - 実質的・「特許裁判所」機能の創出
 - 模倣品・海賊版対策の強化
 - 国際的な制度調和・協力の促進
 - 企業秘密の保護強化
 - 新分野等における知財の保護
3. 知的財産の活用促進
 - 大学等からの技術移転の促進
 - 知的財産の評価と活用
4. 人的基盤の充実
 - 専門人材の養成
 - 国民の知的財産意識の向上

8

(3) 知的財産基本法(03年3月1日施行)

経緯

- ・02年10月18日閣議決定・国会提出
- ・02年11月13日衆議院、11月27日参議院で可決
- ・02年12月4日平成14年法律第122号として公布
- ・03年3月1日施行

内容のポイント

1. 知的財産の定義
2. 基本理念
目的や理念を実現するための責務ある主体として国や地方公共団体、大学等、事業者を規定
3. 基本的施策
知的財産戦略大綱に整理される「創造戦略」、「保護戦略」、「活用戦略」、「人材育成」について規定
4. 知的財産戦略本部が策定する施策の具体的な目標や達成時期を規定
5. 組織体制として、内閣に知的財産戦略本部を設置し、内閣総理大臣を本部長とする組織等を規定

9

(4) 知的財産推進計画(03年7月8日)

★知的財産推進計画(2003年7月8日発表)

「特許や著作権など知的財産の創造、保護、活用を通じて国全体の産業競争力を高める」計画

★推進計画の概要

主要な8項目を含む。各省庁が連携して取り組む270項目の施策を盛り込んでいる

主要な8項目

1. 大学における知的財産の創造、保護、活用
2. 特許審査迅速化法(仮称)の制定
3. 医療関連行為の特許保護
4. 知的財産高等裁判所の創設
5. 偽物対策や水際措置の抜本強化
6. 国際標準に対応した特許の取得・活用
7. コンテンツビジネスの振興
8. 知的財産に重点を置いた法科大学院等の設置

10

(5) 特許等改正案(04年国会で審議中)

1. 指定調査機関制度の見直し
2. 特定登録調査機関制度の導入
3. 電子情報処理組織を使用した公報の発行
4. 見込額への加算による特許料等の返還
5. 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入
6. 実用新案権の存続期間の延長
7. 訂正の許容範囲の拡大
8. 独立行政法人工業所有権総合情報館の業務の拡大
9. 職務発明規定の見直し

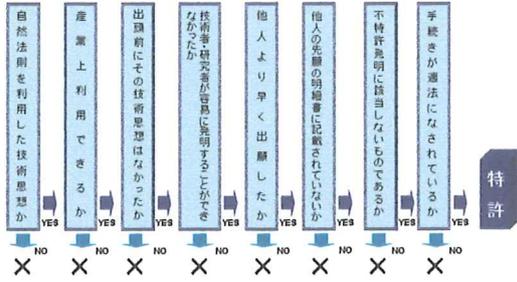
施行期日は、平成17年4月1日

第4...公布の日または平成16年4月1日のいずれか遅い日
第1及び第8...平成16年10月1日

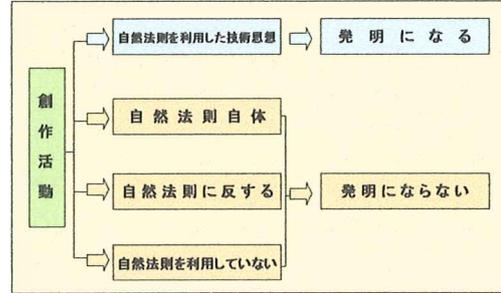
11

2. 特許されるためには

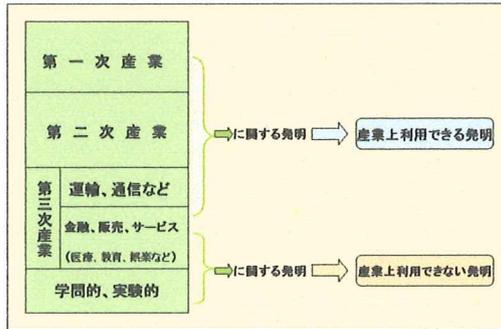
特許法では、発明が特許されるために種々の要件をパスしなければならないことを決めている。これを「特許要件」と呼ぶ。



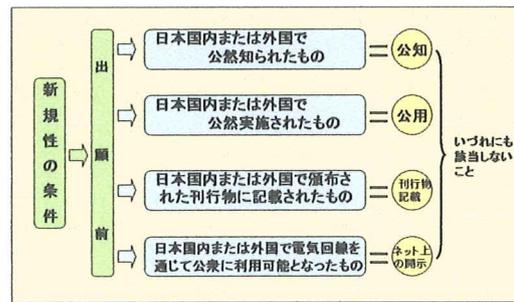
(1) 自然法則を利用した技術思想か(特2条1項)



(2) 産業上利用できるか(特29条柱書き)

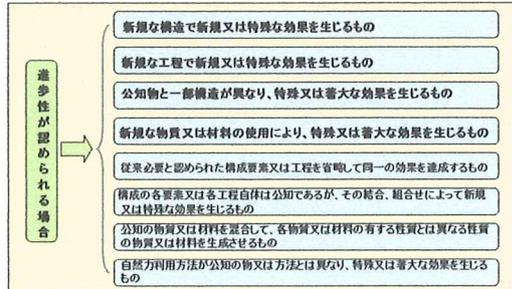


(3) 出願前にその技術思想はなかつたか(特29条1項)

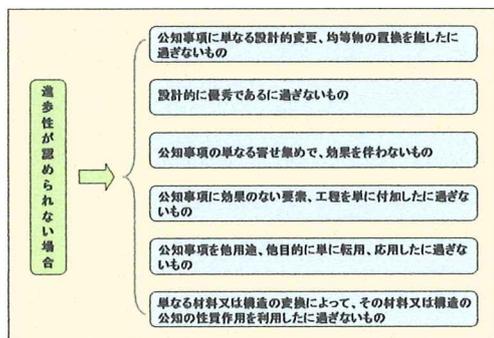


(4) 技術者・研究者が容易に発明することができなかつたか(特29条2項)

① 進歩性が認められる場合



② 進歩性が認められない場合



(5) 他人より早く出願したか(特39条)

①の出願
特許請求の範囲 A

②の出願
特許請求の範囲 A

③の出願
特許請求の範囲 A

◆「A」は特許性のある発明を示す

a. ①出願と②出願の関係(同一発明が同日に出願されたとき)
・両出願人が協議／一方が無効、取下で他方が特許

b. ③出願と①、②出願の関係(同一発明が異日に出願されたとき)
・①、②出願が共に無効、取下げで③出願が特許／①、②出願いずれかが公開で③出願が特許はない

24

(6) 他人の先願の明細書等に記載されていないか(特29条の2)

<先願の最初の明細書又は図面>

特許請求の範囲
A + B + C

発明の詳細な説明又は図面
(1)従来例 a + b
(2)実施例 a + b + c
(3)比較例 a + b + d

<後願の明細書又は図面>

特許請求の範囲
A + B + D

発明の詳細な説明又は図面
(1)従来例 a + b
(2)実施例 a + b + d

ただし、A ~ Dは、a ~ d の上位概念である。

a. 先願の出願内容が世の中に先に公開されるので、新技術公開の代償として独占権を与える特許制度の趣旨に適う

b. 先願の出願人が、従来例や比較例に特許性があることが判り補正、分割等で権利化したときダブルパテントを防ぐためにも、先願に後願排除権を認めた方がよい

25

(7) 不特許発明に該当しないものであるか(特32条)

特許にならない発明

公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明

◆ 公の秩序、善良の風俗または公衆の衛生を害するような発明 ⇒ 産業上利用することができるものであっても特許すべきでない

26

IV. 発明の創出・届出・評価

1. 発明の創出

(1) 発明発想の原点

身の回りにあるもの

使用しているもの

前から考えているもの

何かを見ていて

人の話を聞いていて

不都合に思う

思いつき発想

感得・感得

感得の発想

具体的アイデア

形を持ったものの完成

27

(2) 物事の本質を掴む「勘」

◆「視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚」⇒ 人の持つ五感

◆発明に重要なのは ⇒ 第六感「勘」

第六感 ⇒ 物事の本質を鋭く掴む心の働き

観……よく見ること

看……現象の変化を捉え追及すること

鑑……データを必要な範囲で分析すること

関……集めたデータの関連づけを考へること

感……心の動きを掌握すること

発明と言う成果

28

2. 発明の捉え方

(1) 現実的発明の認識

既に存在する技術
||
従来技術

その技術では実現できない事項、十分でない事項
||
解決しようとする課題

改善の必要性からの着想
||
課題を解決するための着想

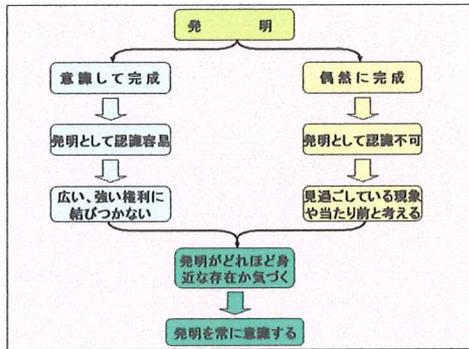
どのようにしたら着想の具体化ができるか
||
解決のための手段

従来技術に対して優れた効果
||
発明の効果

発明

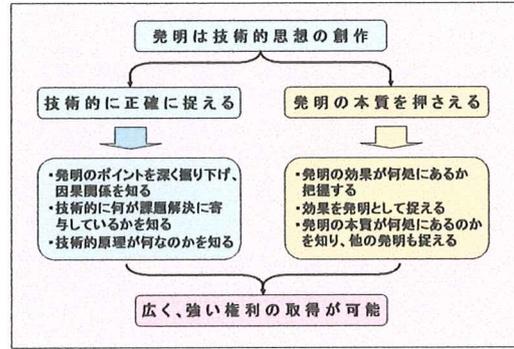
29

(2) 発明の意識



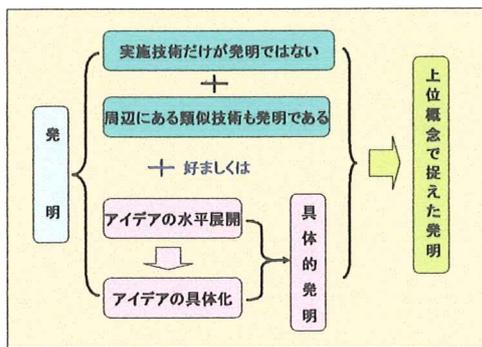
30

(3) 発明の本質



31

(4) 発明を広く捉える



32

3. 有効特許の考え方

(1) 有効特許とは

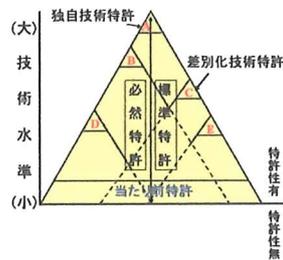
- ◆有効特許
 - 利益をあげる商品価値を持った特許
 - ロイヤリティーを稼ぐ特許
- ◆有効特許の要件
 - 他社が使わざるを得ない、または使う可能性の高い特許
 - 他社が侵害の事実を容易に認めざるを得ない特許
- ◆有効特許の評価
 - 有効特許の客観的な特定は、特許マップを活用

33

(2) 有効特許の種類

- ・独自技術特許
市場を制覇する勝ち筋技術からなる特許
- ・差別化技術特許
競合他社に市場で勝てる技術からなる特許
- ・必然特許
技術課題を解決するために、実質的にその技術手段しかない特許
- ・当たり前特許
技術課題を解決する手段が、周知、慣用の技術手段からなる特許（技術手段は新規）
- ・標準特許
業界技術標準（デ・ファクト）に採用される特許

(3) 有効特許相互の関係



34

4. 発明の発掘

(1) 発明発掘の対象

- ① 独自技術づくり
- ② 勝ち筋技術づくり
- ③ 先取り技術づくり
- ④ 特定技術課題等についての技術づくり

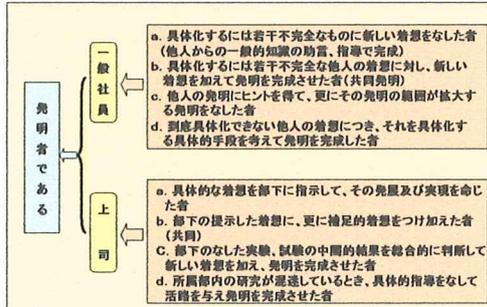
(2) 発明発掘活動

- ① 対象技術の明確化
- ② 対象技術の客観的評価
- ③ 技術課題の系統的・網羅的創出
- ④ 技術課題解決手段の検討
- ⑤ 発明発掘活動の成果確認

35

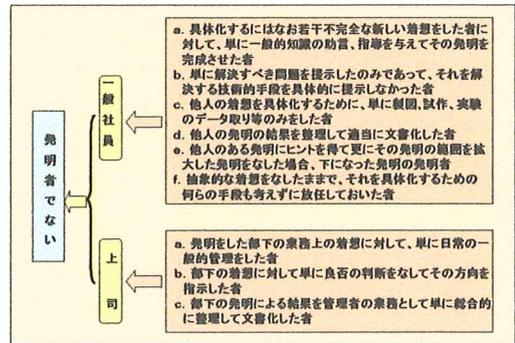
8. 発明者の決定

(1) 発明者である場合



42

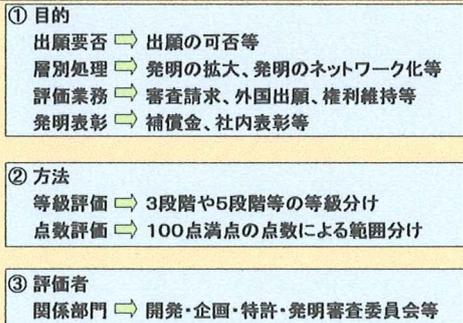
(2) 発明者でない場合



43

9. 発明の評価

(1) 発明評価



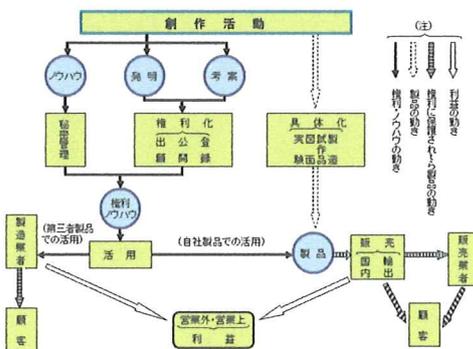
44

(2) 発明評価の具体例



45

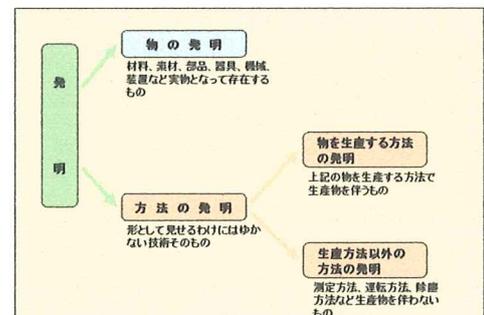
10. 研究成果の権利化と活用



46

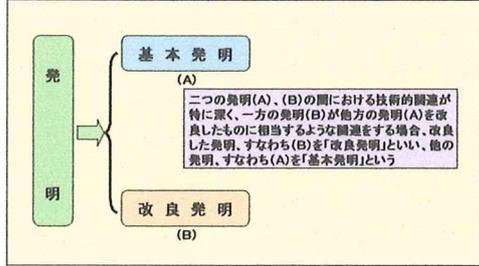
V. 発明の種類は

1. 物の発明、方法の発明



47

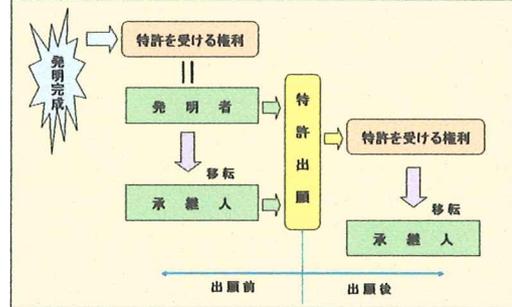
2. 基本発明と改良発明



48

VI. 発明の権利化

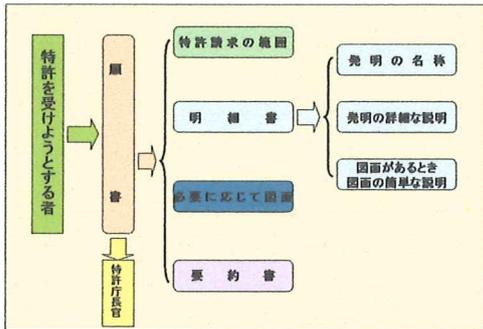
1. 特許を受ける権利



49

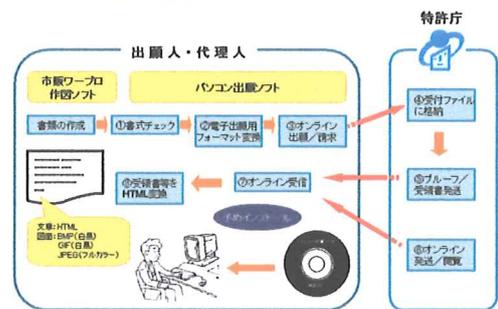
2. 出願と出願書類

(1) 出願と出願書類



50

(2) パソコン出願の全体イメージ図



パソコン出願ソフトの入手法等の詳細は、特許庁ホームページを参照。
(<http://www.jpo.go.jp/> 「パソコン電子出願情報」)

51

(3) 特許出願

① 出願方針

- ・企業方針
- ・出願の目的

② 出願の決定

- ・企業利益への貢献
- ・ノウハウとしての活用
- ・決定権者と出願基準

③ 出願取止め

- ・決定権者と出願取止め基準
- ・出願取止め案件への対応

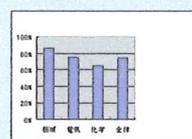
④ 代理人の活用

- ・代理人活用の狙い
- ・代理人の確保

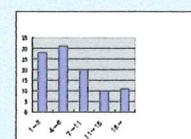
52

(4) 代理人活用の実態

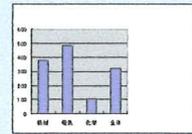
① 特許事務所の利用率



③ 利用事務所数の割合



② 平均出願(特許+実用新案)依頼件数



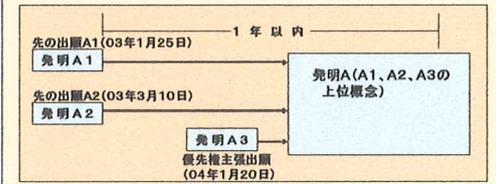
53

3. 国内優先権

(1) 国内優先権制度の要件

- ① 先の出願から1年以内の出願
- ② 先の出願と同一出願人
- ③ 先の出願が分割出願や変更出願でない

(2) 国内優先権制度の利用例

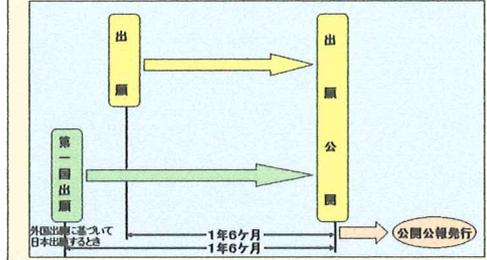


54

4. 出願公開

出願公開制度

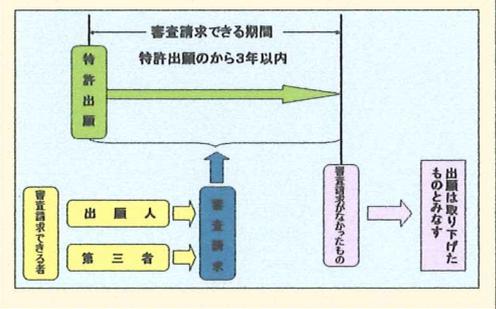
他社に出願内容 → 早期に知得
→ 二重研究、重複投資の防止



55

5. 審査請求

(1) 審査請求制度



56

(2) 審査請求の実際

① 検討時期

- ・出願時
- ・出願直後
- ・外国出願検討時
- ・国内優先出願時
- ・公開直後
- ・請求期限直前

③ 評価方法

- ・出願単位
- ・テーマ単位
- ・技術単位
- ・製品単位

② 評価項目

- ・技術的重要性
- ・実施状況
- ・特許性

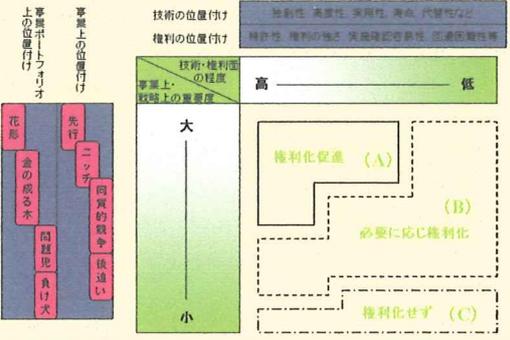
④ 評価者

- ・発明部門長
- ・テーマリーダー
- ・評価委員会

57

⑤ 絶対評価と相対評価

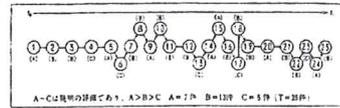
a. 群内相対評価の事例



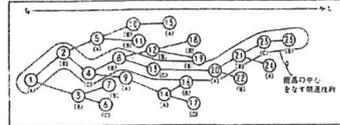
58

b. 発明の群評価の概念図

<出願状況と個別発明の絶対評価>

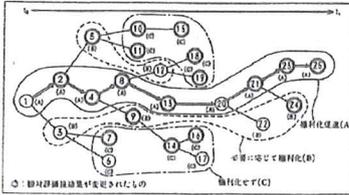


<技術関連(相関)図への展開>



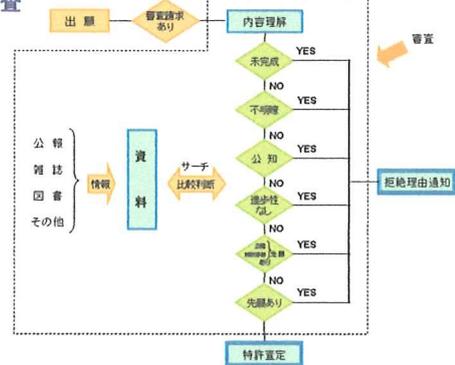
59

＜一群内出願発明の相対評価＞



60

6. 審査



61

7. 中間処理

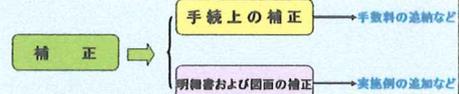
中間処理 ⇨ 審査の結果を受けて対応する業務

- (1) 法的対応
- (2) 技術的対応
- (3) 自他社製品との関係
- (4) 関連出願との関係
- (5) 面談
- (6) 比較試験
- (7) 重要案件の別処理
- (8) ファミリー処理
- (9) 納期管理

62

8. 補正・分割・変更

(1) 補正



- ① 明細書・図面
 - ・直接的かつ一義的に導き出せる事項の範囲内
- ② 特許請求の範囲
 - ・最初の拒絶理由通知まで
 - ⇨ 新規事項を追加しない範囲で自由
 - ・最後の拒絶理由に対する応答
 - ⇨ 新規事項を追加しない範囲で
 - ・請求項の削除
 - ・請求項の限定的減縮
 - ・誤記の訂正・明瞭でない記載の釈明

63

(2) 分割

出願の分割

- ◆ 一出願の二以上の発明を別出願にすること
 - ・発明の新規性喪失の例外
 - ・国内優先権主張
 - ・パリ条約による優先権主張
 - ・分割出願(新たな出願)は、元の出願の時にしたものと看做す

(3) 変更

出願の変更

- ◆ 出願内容の変更ではなく出願形式の変更をすること
 - ・変更出願(新たな出願)は、元の出願の時にしたものと看做す
 - ・出願形式の変更の例
 - 特許出願 ⇨ 実用新案登録出願・意匠登録出願
 - 実用新案登録出願 ⇨ 意匠登録出願

64

9. 査定

(1) 特許査定

特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許すべき旨の査定

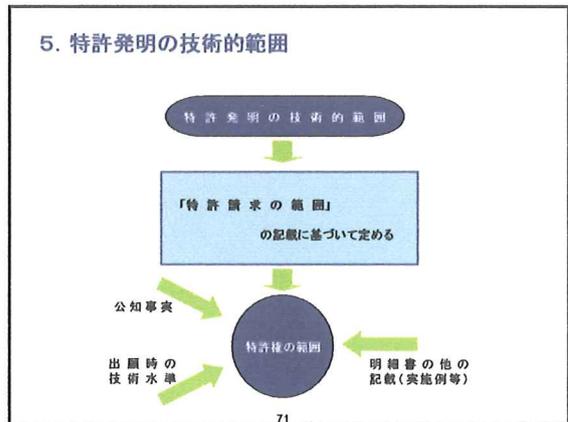
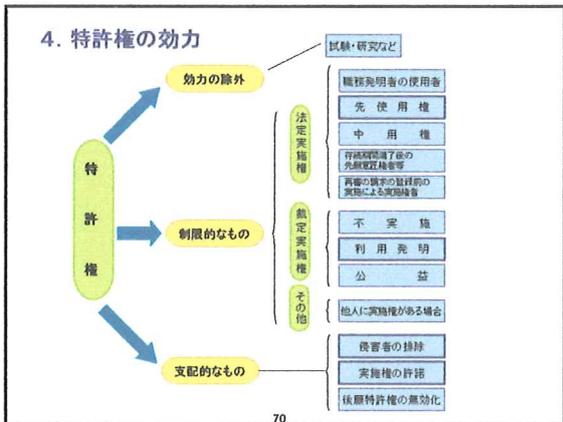
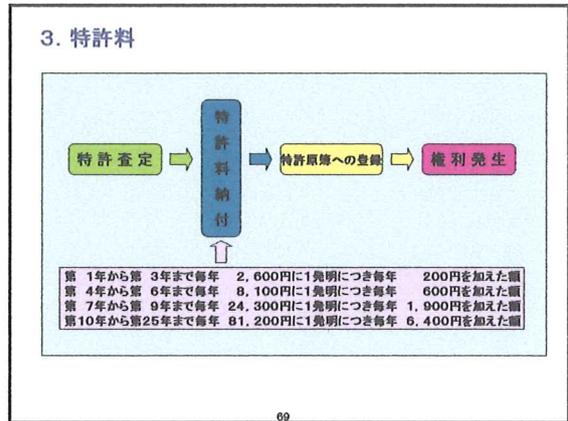
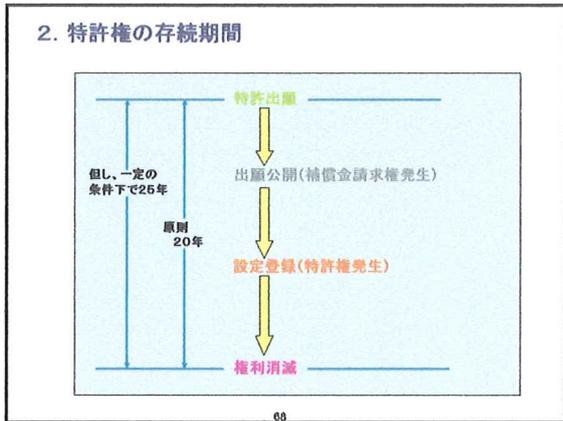
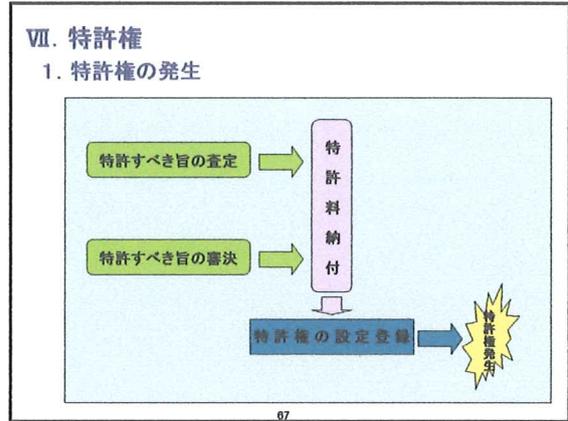
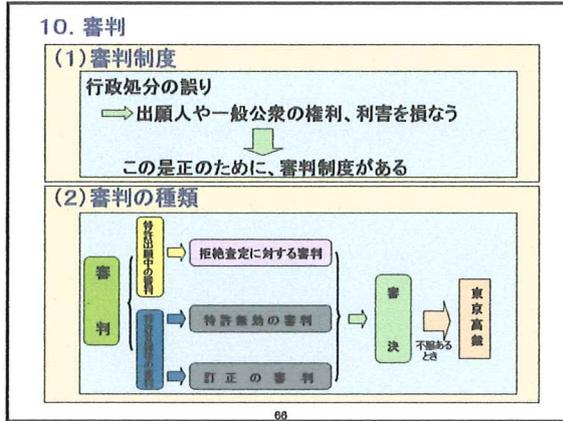
(2) 拒絶査定

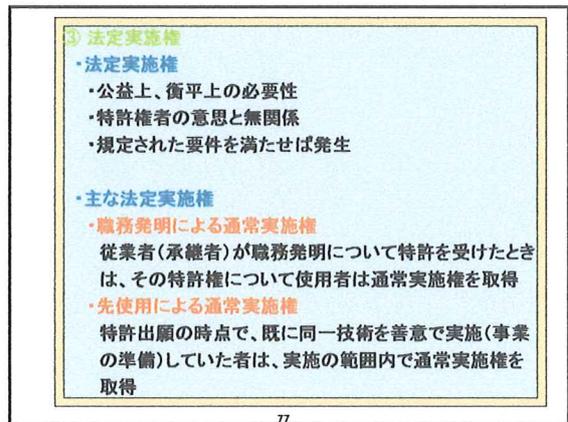
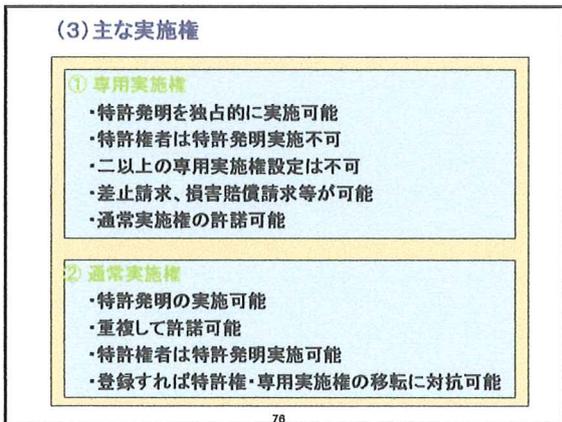
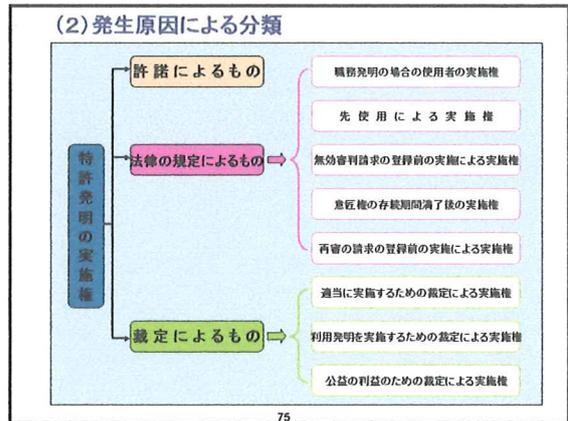
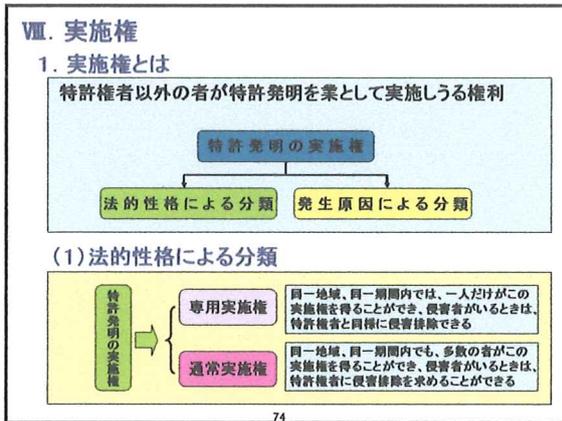
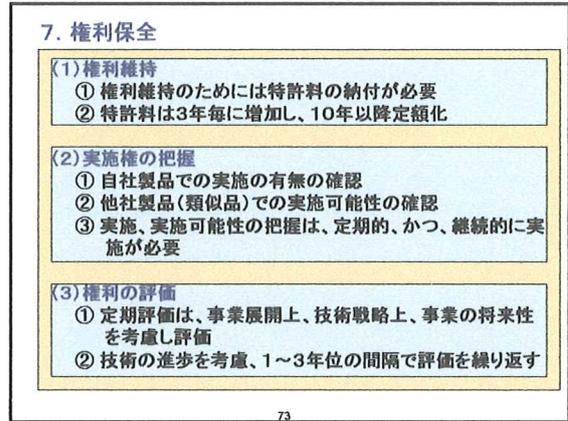
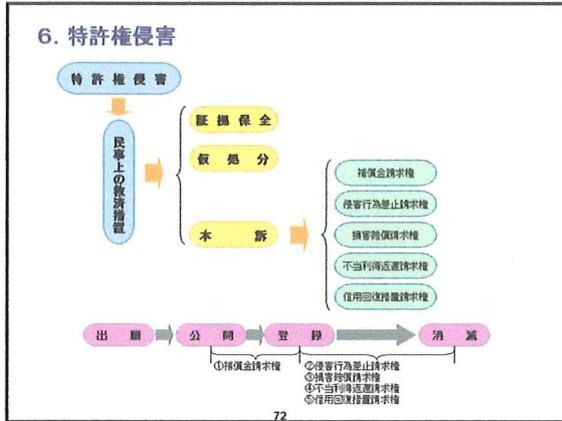
特許出願が新規性、進歩性、明細書の記載等の要件を満たしていないときは、拒絶すべき旨の査定

(3) 査定後の対応



65





④ 裁定実施権

・裁定実施権

- ・他人の特許権の実施をしようとする者が、権利者から許諾を得ることが不可の場合
- ・特許庁長官または経済産業大臣に裁定請求
- ・その特許発明について、公権的、強制的に認定
- ・裁定の理由の消滅、設定を受けた者が不実施時は取消

・裁定実施権の種類

・不実施の場合

特許発明の実施が継続して3年以上不実施

・自己の特許発明等を実施する場合

他人(先願者)の特許発明を実施しないと自己の特許発明ができない者(後願者)の場合

・公共の公益の場合

特許発明の実施が公共の利益のために必要な場合

78

Ⅷ. 権利の活用

1. 経営資源としての権利活用

(1) 権利の活用戦略

① 事業の独占戦略

・事業の独占を目的に不法行為は法的手段で対抗

② 事業の自由度確保戦略

・クロスライセンスを通して自由に使用し得る状況を創出

③ 実施料等の享受戦略

・不実施権利の許諾による実施料で企業収益向上に寄与

④ 技術の公開戦略

・市場開拓、市場拡大のため自社技術の公開(業界標準)

⑤ 技術の供与戦略

・先行開発した実施技術の特許やノウハウを積極的に供与

79

(2) 権利の自社活用の推進

① 技術別、製品別での実施権季の管理

・実施リストの作成、セールスポイントの対外的PR

② 開発部門への権利リストの提供

・技術別、製品別自社権利リストへの簡単アクセス

③ 類似技術・製品での権利活用の推進

・製品開発のリードタイム短縮と技術の社内標準化

(3) 技術の補完戦略

① 不足技術の他社からの導入の推進

② 他社権利活用による自社技術力の向上

80

2. 積極的な探索による権利活用

(1) 侵害品の発見と対応

① 競合企業、新規参入企業の競合製品の監視・購入・分析

② 優先審査、早期審査等の早期権利化手続

(2) 海外での侵害品や模倣品の発見

① 国境を越えた製品の流通、適地生産の時代

② 模倣品への対応は1企業では限界、大同団結を考慮

3. 権利活用のために留意すべきこと

(1) 周辺特許の取得戦略

① 周辺特許(製品に関し、構造・部品・材質・製法・操作方法)を取得して特許障壁の構築

(2) 先取り特許戦略

① 全ての製品に求められる技術コンセプト(環境技術・アプライアンス技術)

81

Ⅹ. 権利侵害の予防・防衛と紛争への対応

1. 権利侵害の予防

(1) 知的財産権の尊重

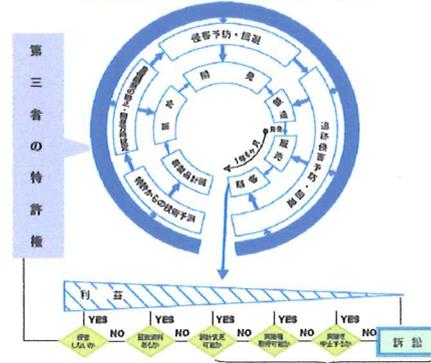
- ① 企業の構成員の日常の行動が、法を遵守し、社会の規範・正義から逸脱しない道徳観、倫理観の堅持
- ② 企業は、知的財産権取得の意義、重要性の認識
- ③ 他社の知的財産権を尊重し、無視しない態度の醸成
- ④ 研究開発での、権利侵害予防活動体制の構築

(2) 権利調査と侵害回避

- ① 開発テーマに対する、権利有効期間中の調査の実施
- ② 開発テーマ活動中に発行される特許公報の調査の実施
- ③ 阻害権利についての対応(情報提供、審査請求、無効審判、鑑定、設計変更、実施権取得等)の明確化

82

新製品開発と第三者特許権との関係



83

他社権利チェック時の留意点

1. 特許請求の範囲について

- ① 特許請求の範囲は、「請求項」の集合である
独立項・・・他の請求項を引用していないもの
従属項・・・他の請求項を引用したもの
- ② 特許請求の範囲の請求項の中で、「独立項」のうち1つでも問題があれば従属項を含め詳細検討が必要
- ③ 特許請求の範囲の請求項の中で、「従属項」は従属する請求項の構成を全て持っているため、従属先の請求項の結論(問題有・無)に従う

2. 発明の詳細な説明、図面や要約書について

- ① 特許請求の範囲基準の原則(～しなければならない)
- ② 発明の詳細な説明、図面参照の原則(～するものとする)
- ③ 要約書不参照の原則(～してはならない)

84

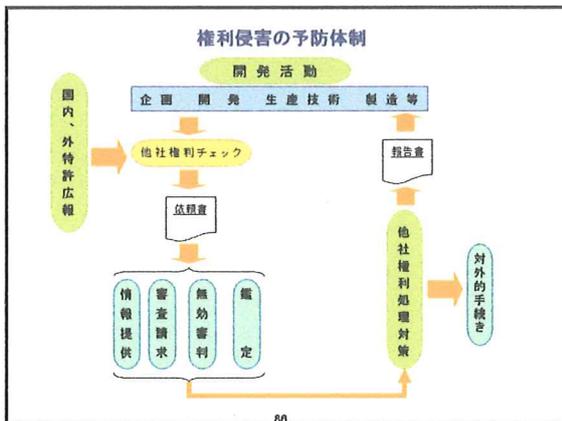
(3) 鑑定

- ① 開発テーマ推進上の侵害性や無効性の判断の重要性
- ② 専門家の判断を仰ぐ場合は、特許内容、公知文献内容、開発製品の技術等とそれらの関連性の詳細説明が必要
- ③ 輸出製品、特に米国の場合は、故意侵害に配慮

(4) 特許承認

- ① 問題となる特許には、早期対応が肝心
- ② 避けて通れない特許は、事業推進責任者が対応決断
- ③ 新製品は、パテント・クリアランスが果たされていることが絶対条件
- ④ 問題特許解決の承認は、特許承認権限者の決定事項

85



2. 権利侵害の防御

(1) 民事上の救済

- ① 差止請求権
 - 特許権を侵害する者、侵害する恐れがある者に対し、その侵害の停止、予防を請求可能
 - 侵害の行為を組織した物、供した物について、廃棄、設備の除去、侵害の予防行為の請求
- ② 損害賠償請求権
 - 侵害により自己が受けた損害の賠償を請求可能
 - 侵害者の譲渡数量に権利者の利益の額を乗じた損害額
- ③ 不当利得返還請求権
 - 権利を無断で使用し利益を得ているとき、権利者に返還請求権
 - 時効は10年(損害賠償請求権は3年)

87

(2) 刑事上の救済

- ① 特許権侵害は、5年以下の懲役、500万円以下の罰金
- ② 法人重課の導入、法人の罰金刑の上限1億5千万円
- ③ 報告罪の非親告罪化
- ④ 詐欺行為、虚偽表示違反は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金

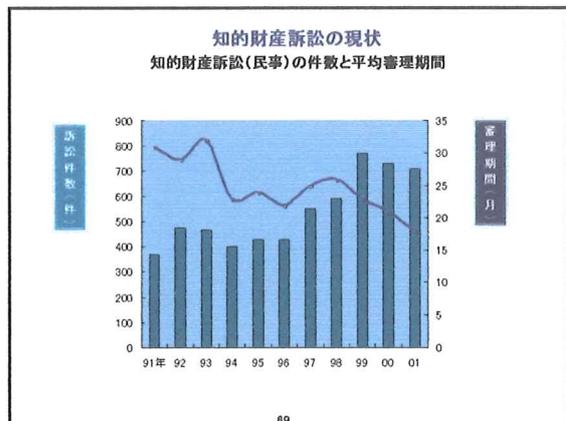
(3) 信用の回復

- ① 権利者の業務上の信用を害したものに対して、信用回復の措置の請求
- ② 信用回復の措置としては、新聞紙上に謝罪広告を掲載

(4) 仮処分

- ① 緊急に救済を必要とする場合

88



3. 紛争への対応

(1) 警告への対応

- ① 警告内容の確認
- ② 事実の調査
- ③ 回答の準備

(2) 侵害要件の確認

- ① 実行行為の技術的、法律的判断
- ② 権利解釈の相違の主張
- ③ 訴訟等に備え社内外専門家によるプロジェクト結成

(3) 特許無効審判

- ① 無効資料調査の徹底
- ② 無効審判の請求
- ③ 訴訟との関係

90

(4) 実施権の存在の主張

- ① 先使用权の存在の主張
- ② 特許権の効力が及ばない範囲に該当しないかの調査

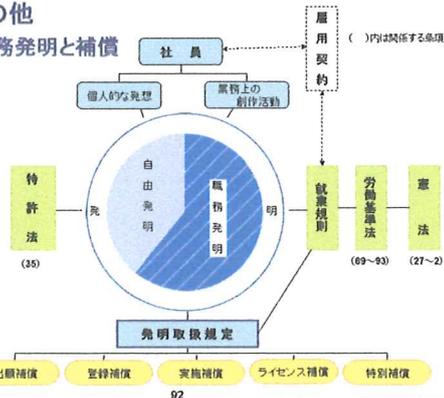
(5) 実施権の取得

- ① 事前準備
 - ・自社の製品への実施、売上、関連特許等の情報収集
 - ・相手企業の企業、製品、特許等の情報収集
- ② 契約形態の決定
 - ・単独権利、複数権利等の被許諾の決定
 - ・特定技術分野、クロスライセンス等の場合は、総合的なメリット・デメリットの明確化が必要
- ③ 実施権の種類
 - ・専用実施権、通常実施権(非独占・独占)
 - ・その他の通常実施権

91

XI. その他

(1) 職務発明と補償



92

(2) 特許法第35条の改正(案)について

(職務発明)

第35条

4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めるところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならない。

5 前項の対価についての定めがない場合又はその定めるところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

93